

# 飯館村原子力災害広域避難計画

## 目 次

1. 総則 .....	1
1.1 目的.....	1
1.2 基本的な考え方.....	1
1.3 関連する主な計画類.....	2
2. 計画の前提.....	3
2.1 対象とする区域.....	3
2.2 住民がとるべき対応の内容 .....	3
2.3 住民がとるべき対応を実施する時期.....	4
3. 行動計画 .....	6
3.1 概要.....	6
3.2 段階別の行動内容 .....	7
3.2.1 警戒事態発生時 .....	7
3.2.2 施設敷地緊急事態発生時 .....	7
3.2.3 全面緊急事態発生時 .....	8
4. 避難の実行計画.....	9
4.1 概要.....	9
4.2 避難の実施方法.....	14
4.3 避難の際の留意点 .....	14
4.3.1 基本的事項.....	14
4.3.2 自力で避難する場合の留意点 .....	15
4.3.3 村が手配したバス等で避難する場合の留意点.....	15

※本計画は平成31年3月に作成し、資料等の情報は当時の情報に基づいている。

# 1. 総則

## 1.1 目的

この計画は、飯舘村地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「地域防災計画」という。）に基づき、東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所及び東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「発電所」という。）において、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、放射線による影響を最小限に抑える避難等の防護措置を確実なものとするために作成するものである。

なお、この計画に定めのないものは、「飯舘村地域防災計画」に基づくものとする。

## 1.2 基本的な考え方

この計画の作成にあたり設定した基本的な考え方は、以下の通りである。

- ・原子力災害に伴う放射線による影響は、体外にある放射性物質から受ける「外部被ばく」と体内に取り込まれた放射性物質から受ける「内部被ばく」の二つの形態がある。外部被ばくに関しては、
  - (1) 線源から、できるだけ距離を隔てること
  - (2) 放射線を遮へいすること
  - (3) 放射線を浴びる時間を短くすることで、その影響を低減することができる。また、内部被ばくに関しては、放射性物質で汚染された空気や食物等を体内に取り込まないようにすることで、その影響を低減することができる。
- ・原子力災害発生後に放射線による影響を最小限に抑えることができるよう、上記の特性を踏まえた対応を事前に検討し、関係者で認識を共通しておく必要がある。
- ・検討にあたり、原子力災害時に住民がとるべき対応の内容や対象となる区域について、国や県により基本的な考え方が示されており、この計画においても必要に応じてその考え方を踏まえる。
- ・発電所において、新たな原子力災害が発生若しくは発生するおそれがある場合に、住民がとるべき対応の内容や対象となる区域等について、村が国及び県と連携・調整したうえで、住民等に指示する。

### 1.3 関連する主な計画類

この計画の策定にあたり、関連する主な計画類としては以下が挙げられる。

[作成主体：国]

- ・災害対策基本法（昭和36年法律第223号）
- ・原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）
- ・防災基本計画
- ・原子力災害対策指針（以下「指針」という。）

[作成主体：福島県]

- ・福島県地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「県地域防災計画」という。）
- ・福島県原子力災害広域避難計画（以下「県広域避難計画」という。）

[作成主体：村]

- ・飯舘村地域防災計画
- ・飯舘村地域防災計画（原子力災害対策編）

[作成主体：東京電力ホールディングス株式会社]

- ・福島第一原子力発電所 原子力事業者防災業務計画（以下「事業者防災業務計画」という。）
- ・福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画（以下「事業者防災業務計画」という。）

この計画は、上述の関連する主な計画類の見直しにあわせて、修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

## 2. 計画の前提

### 2.1 対象とする区域

県地域防災計画では、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域を村全域としている。この計画では、村全域を対象として、原子力災害時に住民がとるべき対応の内容及びその実施時期を整理する。

### 2.2 住民がとるべき対応の内容

国が示す指針では、原子力災害時にとるべき対応として10の内容を示しており、このうち、住民がとるべき対応に関係するものは以下の7つである。

表 原子力災害時に住民がとるべき対応とその内容

住民がとるべき対応	内 容
避難	空間放射線量率が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。
一時移転	緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、当該地域から離れるため実施するもの。
屋内退避	放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線をある程度遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置。 特に、社会福祉施設、病院等においては、入所者・患者の搬送によるリスクを考慮すると、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋へ留まることが有効。
安定ヨウ素剤の予防服用	原子力施設から放射性物質が放出された場合に、放射性ヨウ素による内部被ばくへの対策として実施するもの。 放射性ヨウ素以外の放射性核種に対しては防護効果が無い。
避難退域時検査及び除染	吸入及び経口摂取による内部被ばくの抑制及び皮膚被ばくの低減、汚染の拡大防止のため実施するもの。
地域生産物の摂取制限	放出された放射性物質により直接汚染された可能性のある野外で生産された食品で、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該地域の牧草を食べた牛の乳）の摂取を回避することで、経口摂取による内部被ばくの低減を図るため実施するもの。
飲食物の摂取制限	一定以上の放射性核種濃度が測定された飲食物の摂取を回避することで、経口摂取による内部被ばくの低減を図るため実施するもの。

### 2.3 住民がとるべき対応を実施する時期

国は、住民がとるべき対応を実施する時期として、放射性物質放出前と放射性物質放出後にわけ、それぞれの区分／基準を指針に示している。

放射性物質放出前には、原子力発電所の状況に応じて住民がとるべき対応を決定するとしており、具体的には3つの区分（「警戒事態（AL：Alert）」、「施設敷地緊急事態（SE：Site area Emergency）」、「全面緊急事態（GE：General Emergency）」）が設定されている。

一方、放射性物質放出後には、放射性物質の放出状況に応じて住民がとるべき対応を決定するとしており、住民がとるべき対応と関係するものとして5つの基準が設定されている。

なお、「安定ヨウ素剤の予防服用」についてはこれらによらず、国が実施要否を判断する。

表 住民がとるべき対応を判断するための区分（放射性物質放出前）

区分	原子力施設の状況
警戒事態	放射線による影響は現時点ではないが、原子力施設における異常事態の発生やそのおそれがある段階
施設敷地緊急事態	放射線による影響をもたらす可能性のある事故が生じたため、避難等の防護措置の準備を開始する段階
全面緊急事態	放射線による影響をもたらす可能性が高い事故が生じたため、迅速な避難等の防護措置を実施する段階

表 住民がとるべき対応とその判断基準、実行等スケジュール（放射性物質放出後）

住民がとるべき対応	判断基準の名称	判断、実行スケジュール
避難	OIL1	対象となる区域の判断：数時間以内 実行：1日以内
一時移転	OIL2	対象となる区域の判断：1日程度内 実行（一時移転）：1週間程度内
地域生産物の摂取制限		実行（摂取制限）：即時
避難退域時検査及び除染	OIL4	避難退域時検査の実施要否の判断： OIL1、OIL2と連動 除染の実施要否の判断： OIL4を超える場合は即時
飲食物の摂取制限	飲食物のスクリーニング基準	測定する地域の判断：即時 スクリーニングの実行：数日以内
	OIL6	摂取制限の判断：即時

【参考】放射性物質放出後に住民がとるべき対応を判断するための基準の詳細

	基準の種類	基準の概要	初期設定値	防護措置の概要	
緊急防護措置	OIL1	地表面からの放射線、放射性物質の吸入等による被ばくを防止するため、住民等を数時間以内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ S v/h※1 (地上1m)	概ね数時間内に区域を特定し、避難等実施	
	OIL4	経口摂取、皮膚汚染からの被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	$\beta$ 線：40,000cpm (皮膚から数cm) $\beta$ 線：13,000cpm (皮膚から数cm) 【1ヶ月後】	避難者の避難退域時検査、除染	
早期防護措置	OIL2	地表面からの放射線、放射性物質の吸入等による被ばく影響を防止するため、地域生産物※2の摂取を制限、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 $\mu$ S v/h※1 (地上1m)	概ね1日以内に区域を特定、1週間程度内に一時移転、地域生産物摂取制限	
飲食物摂取制限	飲食物のスクリーニング基準	OIL6による飲食物の摂取制限を判断する準備として、飲食物中の放射性核種濃度測定を実施すべき地域を特定する際の基準	0.5 $\mu$ S v/h (地上1m)	数日以内に飲食物中の放射性核種濃度の測定区域を特定	
	OIL6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類、肉、卵、魚、他
			ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg
			セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
			プルトニウム、超U元素 $\alpha$ 核種	1Bq/kg	10Bq/kg
U	20Bq/kg	100Bq/kg	基準を超えるものは摂取制限		

※1 OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については、空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えたときから起算して概ね1日が経過した時点の空間放射線量率（1時間値）がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。

※2 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

### 3. 行動計画

#### 3.1 概要

前章で整理した内容を踏まえ、村において住民がとるべき対応の基本的な枠組みを以下に示す。

表 住民がとるべき対応の基本的な枠組み

区分		警戒事態（AL）		施設敷地緊急事態（SE）	全面緊急事態（GE） 【放射性物質放出前】
		自然災害等の発生時	発電所でのトラブル発生時		
避難行動要支援者	園児、児童、生徒	—	休校 帰宅実施	（学校等に残っている場合は、引き続き帰宅を進める）	避難実施
	即時避難困難者	—	—	屋内退避準備	屋内退避実施 （準備が整った後、避難実施）
	施設入所者	—	—	避難準備	避難実施
	在宅者	—	—	避難準備	避難実施
上記以外の住民		—	—	避難準備	避難実施
一時滞在者		—	—	村外への移動実施	村外への移動実施

※即時避難困難者：避難することにより健康リスクが高まる者

「施設敷地緊急事態」になった場合には「避難の準備」をし、「全面緊急事態」になった場合には「避難を実施」することを基本とする。ただし、避難の実施により健康リスクが高まる者（以下「即時避難困難者」という。）は、避難に必要な準備が整うまでは「屋内退避を実施」し、適切な搬送体制の確保を待って「避難を実施」するものとする。

なお、上記の実効性を高めるため、「避難の実施」に時間を要する園児、児童、生徒（以下「生徒等」という。）については、より早い段階から準備を開始することで万全を期す。

村において住民がとるべき対応の具体的な内容については、次節に示す。



## 3.2 段階別の行動内容

### 3.2.1 警戒事態発生時

#### (1) 自然災害等が発生した場合の対応

発電所から、事業者防災業務計画に示す警戒事態該当事象のうち、「外的な事象による原子力施設への影響」（所在市町村で震度6弱以上の地震発生、所在市町村沿岸で大津波警報発表、その他）に該当する事象が発生した旨の通報を受信した場合には、飯舘村地域防災計画等に定める内容に基づき対応する。

#### (2) 発電所においてトラブル等が発生した場合の対応

発電所から、事業者防災業務計画に示す警戒事態該当事象のうち、「使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失」（AL31）に該当する事象が発生した旨の通報を受信した場合には、以下の対応をとることを基本とする。

①村は、村立までの里のこども園、村立いいたて希望の里学園（以下「学園等」という。）の休校並びに生徒等の帰宅を指示する。

※つくしんぼハウス（放課後児童クラブ）の取扱について協議要※

②学園等では、直ちに授業・行事等中止し、保護者に連絡するとともに、生徒等を帰宅させる。保護者に連絡がつかない等の事情により、直ちに帰宅することが困難な生徒等については、学園等に留まらせ、留め置いた生徒等の保護者に連絡し、全ての生徒等が帰宅できるよう対応する。

### 3.2.2 施設敷地緊急事態発生時

発電所から、事業者防災業務計画に示す施設敷地緊急事態該当事象が発生した旨の通報を受信した場合には、以下の対応をとることを基本とする。

①村は、国又は県の要請若しくは独自の判断により、即時避難困難者に対しては「屋内退避の準備」を、即時避難困難者を除く全住民に対しては「避難の準備」を要請する。

②村は、生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者に対し、速やかに村外へ移動するよう要請する。

③学園等では、引き続き、留め置いた生徒等の保護者に連絡し、全ての生徒等が帰宅

できるよう対応する。

### 3.2.3 全面緊急事態発生時

発電所から、事業者防災業務計画に示す全面緊急事態該当事象が発生した旨の通報を受信し、国から原子力緊急事態宣言がなされた場合には、以下の対応をとることを基本とする。

- ①村は、国又は県の指示若しくは独自の判断により、即時避難困難者に対しては「屋内退避の実施」を、即時避難困難者を除く全住民に対しては「避難の実施」を指示する。
- ②村は、生活拠点を持たない観光客等の一時滞在者に対し、引き続き、速やかに村外へ移動するよう指示する。なお、自力での村外への移動が困難な場合には、近隣の集合場所に移動するよう指示する。
- ③学園等では、引き続き、留め置いた生徒等の保護者に連絡し、全ての生徒等が帰宅できるよう対応する。また、ドア・窓を施錠し、エアコン、換気扇を停止させ校舎内へ外気が入らない教室等を確保し、学園等に残っている生徒等及び教職員を屋内退避させる。その際、学園等に残っている生徒等の保護者に連絡し、校舎内で屋内退避している旨を伝達する。

## 4. 避難の実行計画

### 4.1 概要

発電所から、事業者防災業務計画に示す全面緊急事態該当事象が発生した旨の通報を受信し、国から原子力緊急事態宣言がなされた場合には、即時避難困難者を除く全住民は、避難を実施することを基本とする。

ここでは、避難の実施にあたり必要な事項を整理する。

県広域避難計画では、行政区ごとに避難先となる市町村、受入先施設及び主な避難ルートを予め設定している。飯舘村は、全住民が福島市に避難する計画となっており、計34の受入先施設が割り当てられている。

村では、施設が利用できない等により、受入先施設が変更となる可能性が十分にあり得ること等に鑑み、避難の実施が必要となった場合にその実施方法（村が手配したバス等で避難を実施する場合の集合場所、避難ルート、避難中継所<sup>1</sup>等）を周知することとし、この計画では、自宅等から村外に移動するまでに最低限必要な事項を定める。

---

<sup>1</sup> 避難中継所とは、避難先市町村内での集合場所であり、避難施設の情報等を集約し、避難してきた住民に提供すること等を目的として設置するもの。

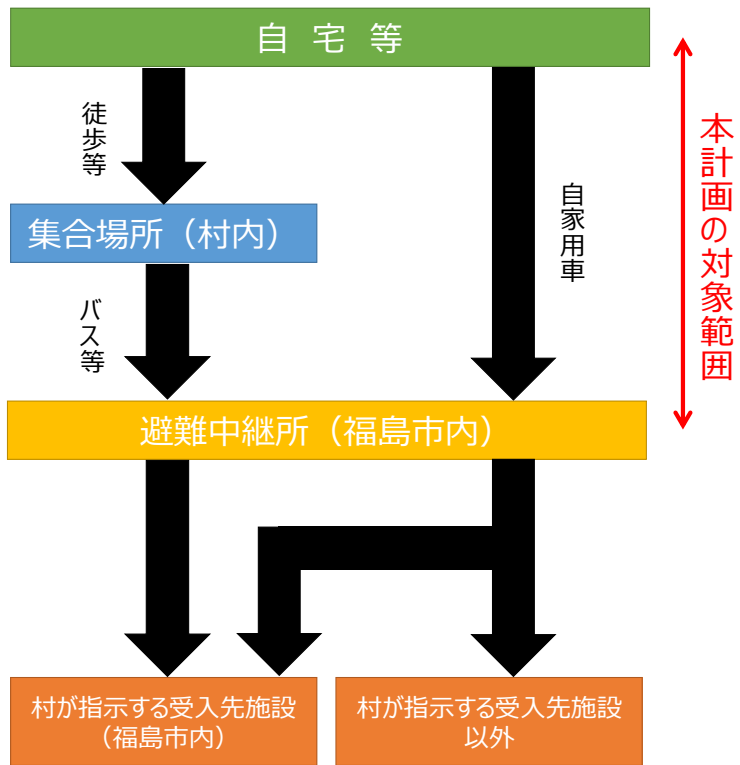


図 避難の基本的な流れ

表 避難先及び受入先施設 (地区別 : 1 / 2)

行政区名	発電所からの距離 (1F)		発電所からの距離 (2F)		避難先となる市町村等		備考
	20～30km	30km～	20～30km	30km～	市町村名	受入先施設名	
草野		●		●	福島市	南体育館 金谷川幼稚園 金谷川小学校	
深谷		●		●		蓬萊東小学校	
伊丹沢		●		●		福島大学	
関沢		●		●		旧蓬萊幼稚園 蓬萊小学校 大久保小学校	
小宮		●		●		飯野幼稚園 飯野学習センター 飯野地域福祉センター 大久保小学校	
八木沢 ・芦原		●		●		立子山自然の家	
大倉		●		●		飯野学習センター 青木分館 飯野学習センター 大久保分館 飯野学習センター 明治分館	
佐須		●		●		まつかわ東幼稚園 まつかわ西幼稚園 下川崎小学校	
宮内		●		●		飯野小学校	
飯樋町		●		●		松陵中学校	

表 避難先及び受入先施設（行政区別：2 / 2）

行政区名	発電所からの距離 (1F)		発電所からの距離 (2F)		避難先となる市町村等		備考
	20～30km	30km～	20～30km	30km～	市町村名	受入先施設名	
前田・八和木		●		●	福島市	飯野中学校	
大久保・外内		●		●		ほうらい幼稚園 蓬萊学習センター 蓬萊児童センター	
上飯樋		●		●		立子山小学校 立子山中学校 蓬萊学習センター分館	
比叢		●		●		松川小学校	
長泥	●			●		蓬萊中学校	
蕨平	●			●		水原小学校	
関根・松塚		●		●		青木小学校	
白石		●		●		福島県立医科大学	
前田		●		●		松川地区体育館	
二枚橋・須萱		●		●		飯野地区体育館	

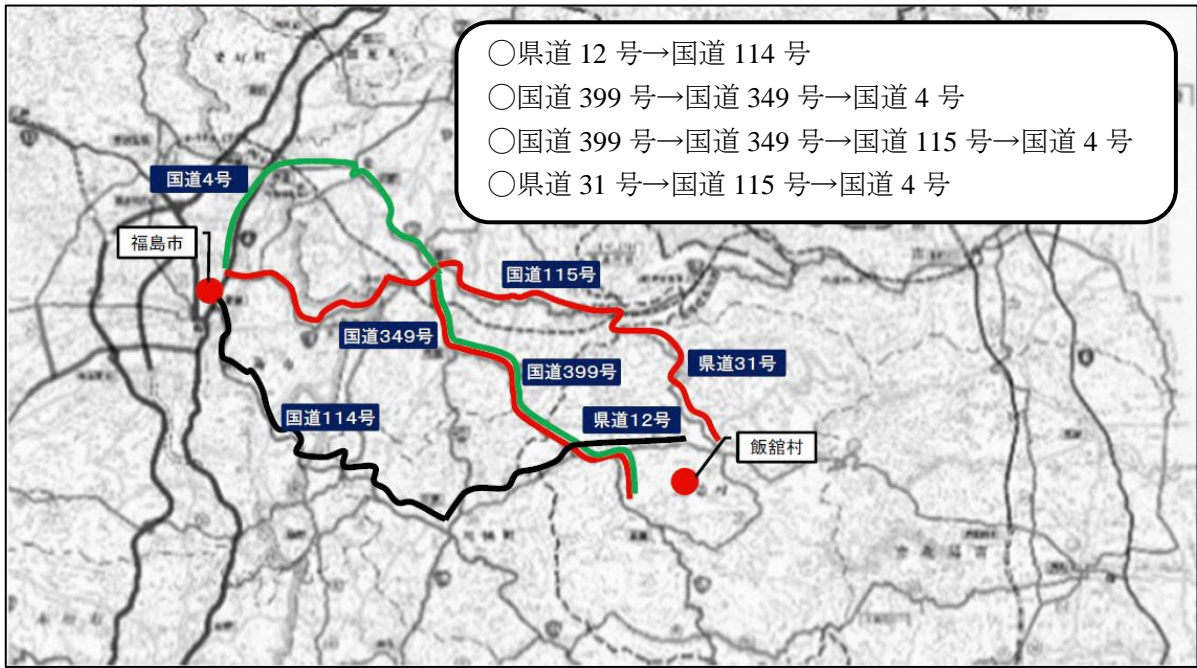


図 主な避難ルート

## 4.2 避難の実施方法

県広域避難計画では、避難にあたっては、住民の自家用車をはじめ、バス等の公共交通機関、救急車、福祉車両等あらゆる手段を活用することとしている。

村では、以下の考え方により、避難を実施することを基本とする。

- ①自力での避難が可能な場合は、自力で避難を実施する。その際、村から提供する情報等をもとに、指定されたルートにより村外へ移動する。
- ②移動手段を持たない又は自力による長距離移動が困難若しくは不安等の理由により、自力での避難ができない又は難しい場合は、村が手配したバス等により住民を村外へ輸送する。住民は、村から指示があった段階で村が指定する集合場所に移動することとし、それまでは屋内退避を実施する。

## 4.3 避難の際の留意点

### 4.3.1 基本的事項

発電所で原子力災害が新たに発生し、さらに事態が悪化した場合には当面、帰村できない可能性もあり得ることに鑑み、受入先等で生活するために最低限度必要なもの（身分を証明できるもの、お薬手帳、処方されている薬など）は必ず持ち出すこと。

また、自宅等を出る際には、以下の事項について対応すること。

- ①電気器具のコンセントを抜き、ガス・水道（冬期間）などの元栓を止める。
- ②消火、消灯を確認し、窓等を閉めて施錠する。
- ③隣人にも避難の指示を確認する。
- ④長袖、長ズボン、マスクを着用する。

なお、村が指示する受入先施設以外の場所（実家、親戚・友人の家等）へ避難を実施する場合には、安否確認等のため、避難実施後に必ず村が指定する提出先に「避難住民届（避難場所変更届）」を提出すること（郵送可）。

#### 【提出先】

住所：〒960-1892 相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1

飯舘村役場住民課住民係

電話：0244-42-1618

FAX：0244-42-1600

#### 【提出書類】 ・ 避難住民届（避難場所変更届）



#### 4.3.2 自力で避難する場合の留意点

自力で避難を実施する場合は、以下の点に留意する。

- ①村が指定したルートで移動する。
- ②村が指示する受入先施設以外に避難を実施する場合でも、必ず避難中継所に立ち寄る。
- ③新たな指示がある場合等に備え、移動中はラジオ等により情報収集する。
- ④移動経路上に交通整理を行っている警察官等がいた場合には、その指示に従う。

#### 4.3.3 村が手配したバス等で避難する場合の留意点

村が手配したバス等で避難を実施する場合は、以下の点に留意する。

- ①村から指示があるまでは、自宅等で屋内退避を実施する。
- ②村からの指示を確認後、集合場所（各行政区集会所等）へ移動する。
- ③荷物は、受入先等で生活するために最低限度必要なもの（身分を証明できるもの、お薬手帳、処方されている薬など）で、自力で運べる量とする。なお、ペットの同行は不可とする。
- ④移動中は、同乗する村の職員等の指示に従う。